

## 税・国保・年金

### 20歳以上の学生の方へ 令和4年度「学生納付特例」の 申請を受け付けています

国内にお住まいの方は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。ただし、学生の方で本人の所得が一定額以下の場合、納付が猶予される「学生納付特例制度」(一部対象外の学校あり)があります。希望者は、本人確認書類、マイナンバー・年金番号のわかるものと有効期限内の学生証を持参のうえ、申請してください。

☎国民年金グループ☎3981-1954、池袋年金事務所☎3988-6011

## 60歳以上の高齢者向け 優良賃貸住宅の入居待機者募集

入居待機者の優先順位は抽選で決定します。今後空室が発生した場合に順位に従いあっせんします。

◇物件の概要…GSSⅢ、所在地/千早1-15-18、間取り/1DK、家賃/82,000円~97,000円(家賃助成制度あり)、共益費/13,000円、敷金/家賃の3か月分

◇登録期間…1年間。応募資格など詳細は問い合わせください☎4月18日~5月2日(平日午前10時~午後5時)の間に電話で(株)ハウスメイトマネジメント東京支店☎5992-3620へ。

☎住宅課施策推進グループ☎3981-2655

## 福祉

### 令和4年度国主催慰霊巡拝の 参加者募集

◇実施予定地域…カザフスタン共和国、イルクーツク州、ハバロフスク地方、中国東北地方、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク諸島、インド、トラック諸島、ミャンマー、フィリピン、硫黄島

◇対象…実施予定地域の戦没者の遺族(配偶者(再婚した方を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、甥姪)。いずれも申込み期限があります。詳細は問い合わせください。

☎東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当☎5320-4078

## 子育て・教育

### スマイル講座 「女性のこころとからだ」

5月23日(月) 午後2時~3時30分 東部子ども家庭支援センター◇女性のこころとからだの変化について学ぶ。絵本のプレゼントあり。講師…神経科医師/松井康絵氏◇区内在住で1歳7か月未満児の保護者。参加は東・西子ども家庭支援センター合わせて子ども1名につき1回◇12名

☎5か月以上1歳7か月未満児。8名。5か月未満児は親子同席。☎4月21日午前10時から電話でセンター☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※先着順。

## くらし等

### 現在犬猫にマイクロチップを入れている方は、国のデータベースに無料で登録できます

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日以降に装着されたマイクロチップは、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」という環境省のデータベースに登録されます。すでにマイクロチップを装着し、民間登録団体に登録している方で、環境省のデータベースへの登録を希望する方は、5月31日までに受付サイト☎<https://www.aipo.jp/transfer>から手続きをすれば無料で移行登録ができます。

☎(公社)日本獣医師会☎6384-5320、生活衛生グループ☎3987-4175

### 国民生活基礎調査に ご協力ください

この調査は統計法に基づくもので、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の状況を把握し、施策立案の重要な基礎資料となるものです。厚生労働省と東京都から委託をうけ、調査員が戸別訪問し、調査票の配布・回収を行います。訪問する調査員は、必ず調査員票を携帯しています。

◇調査日…6月2日(木)  
◇調査地区…区内の5地区(全国より無作為抽出された地区)

☎地域保健課管理グループ☎3987-4203

### 空き家・相続・不動産無料相談会

4月20日(水) 午後1~5時 としま区民センター◇弁護士、不動産鑑定士、司法書士、税理士などによる

相続、不動産全般の個別相談◇区内在住、区内に土地建物を所有の方◇10組程度

☎電話でNPO法人日本地主家主協会☎3320-6281へ※先着順。

## 環境・清掃

### つる植物・いのちの森苗木を 配布します

6月5日(日) 午前10時~午後3時 ※午前・午後の部を指定。詳細は配布引換券参照。区役所本庁舎南側広場◇①つる植物…アイビー、カラライナジャスミン、ツルニチニチソウ、トケイソウ、ハゴロモジャスミン、フィカスミラ、②「いのちの森」苗木…スダジイ、ヤマボウシ、イロハモミジ、アオキ、クチナシ、サツキ、シモツケ、ジンチョウゲ、センリョウ、マンリョウ。①②とも1名3本まで。植物や苗木は区内に植えてください◇区内在住、在勤、在学の方◇配布引換券、持ち帰り用の袋持参☎通常はがき(3面記入例参照。希望植物・樹種名と各希望数も記入※1枚で①②の申込み可)で4月19日(消印有効)までに環境政策課事業グループへ。電子申請も可。応募者多数の場合は本数の調整あり。配布引換券を5月18日頃発送予定。

☎当グループ☎3981-2771



### リサイクルフリーマーケット 出店者募集

5月8日(日) 午前10時30分~午後2時 池袋第二公園(池袋3-29-4) ※駐車場なし、雨天中止◇区内在住、在勤、在学の個人またはグループ※

# 後期高齢者医療制度の保険料について

☎後期高齢者医療グループ☎3981-1937

保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、一人ひとりにかかります。7月の本算定からこの計算方法で算定されます。

●保険料の計算方法(表1)

●軽減措置について

◇均等割額の軽減…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します。(表2)

◇所得割額の軽減…被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額が軽減されます。(表3)

◇被扶養者だった方の軽減…後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となり所得割額はかかりません。(表4)

●年間保険料額の通知について…「後期高齢者医療保険年間保険料額決定(変更)通知書(本算定)」は、7月中旬に発送します。

〈表1〉令和4・5年度保険料額(年額)

保険料額(年額) 100円未満切捨て (限度額66万円 (※1))	=	均等割額 被保険者 1人当たり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額(※2)× 所得割率9.49%
--	---	----------------------------------	---	--

(※1)被保険者が負担する保険料額の最高額が66万円です。  
(※2)賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した金額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

〈表2〉均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)以下	2割

※65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。  
※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)時点の世帯状況により行います。  
※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

〈表3〉所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

〈表4〉被扶養者だった方の軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

